

## 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

平成 26 年 7 月 3 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
<b>第 1 章 総 則</b> (目的) 第 1 条 この規則は、投資信託に係る運用報告書及び投資法人に係る資産運用報告の表示すべき項目、表示すべき内容及び交付の方法等を定め、投資信託等の運用に関する情報等の開示の適正化を図り、もって投資者の <u>理解を助け、その保護に資すること</u> を目的とする。	<b>第 1 章 総 則</b> (目的) 第 1 条 この規則は、投資信託に係る運用報告書及び投資法人に係る資産運用報告の表示すべき項目、表示すべき内容及び交付の方法等を定め、投資信託等の運用に関する情報等の開示の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。
<b>第 2 章 投資信託の運用報告書の表示事項等</b>  (運用報告書（全体版）の表紙の表示事項) 第 2 条 投資信託の運用報告書（第 3 章及び第 6 章に規定する投資信託の運用報告書を除く。以下この章において同じ。） <u>（全体版）</u> の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。 (1) 「運用報告書（全体版）」の表示 (2) ~ (3) (略) (4) 当該投資信託の仕組み <u>（当該投資信託財産の運用方針を含む。）</u> (5) (略) (6) 問い合わせ先の名称及び電話番号等 <u>以下の事項を記載するものとする。</u> ① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間 ② 委託会社のホームページアドレス等	<b>第 2 章 投資信託（日々決算を行う追加型公社債投資信託及び不動産投資信託を除く。）の運用報告書の表示事項等</b> (表紙の表示事項) 第 2 条 投資信託の運用報告書（第 3 章及び第 6 章に規定する投資信託の運用報告書を除く。以下この章において同じ。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。 (1) 「運用報告書」の表示 (2) ~ (3) (同 左) (4) 当該投資信託の仕組み (5) (同 左) (6) 問い合わせ先の名称及び電話番号
2 (略)	2 (同 左)

新	旧
( <u>運用報告書（全体版）</u> の本文中に表示すべき事項及び表示順)	(本文中に表示すべき事項及び表示順)
第3条 投資信託の運用報告書 <u>（全体版）</u> の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書 <u>（全体版）</u> には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。	第3条 投資信託の運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (同 左)
(4) <u>1万口</u> 当たりの費用明細 当期中の <u>1万口</u> （基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりの費用明細等を表示するものとする。	(4) <u>一口</u> 当たりの費用明細 当期中の <u>一口</u> （基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりの費用明細等を表示するものとする。
(5)～(20) (略)	(5)～(20) (同 左)
(21) お知らせ 当期中において、投資信託約款（以下「約款」という。）の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合、 <u>又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合は</u> その内容を表示するものとする。	(21) お知らせ 当期中において、投資信託約款（以下「約款」という。）の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。
2～3 (略)	2～3 (同 左)
4 運用報告書 <u>（全体版）</u> 作成に当たり、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。	4 運用報告書作成に当たり、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。
5 (略)	5 (同 左)
<u>(交付運用報告書の表紙の表示事項)</u>	(新 設)
<u>第3条の2 投資信託の交付運用報告書（投信法第14条第4項に規定するものをいい、以下「交付運用報告書」という。以下同じとし、第6章を除く。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。</u>	
(1) 「交付運用報告書」の表示	
(2) 交付目論見書（私募の投資信託にあっては、準ずるものと含む。以下、本条及び次条において同じ。）の表紙に記載の当該投資信託の名称及び商品分類	
(3) 期別及び決算年月日（計算期間が6カ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日）並びに作成対象期間	
(4) 決算年月日（計算期間が6カ月未満の投資信託については、作成対象期間の最	

新	旧
<p><u>後の決算年月日とする。)における基準価額及び純資産総額</u></p> <p><u>(5) 計算期間中(計算期間が6カ月未満の投資信託については、「作成対象期間」とする。)における分配金再投資基準価額(税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。以下同じ。)の騰落率及び分配金合計</u></p> <p><u>(6) 委託会社の名称及び住所</u></p> <p><u>(7) 問い合わせ先の名称及び電話番号等</u> 以下の事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間</u></li> <li><u>② 委託会社のホームページアドレス等</u></li> <li><u>③ 運用報告書(全体版)は受益者の請求により交付される旨及び入手方法</u></li> </ul> <p><u>(8) 受益者の皆様へ</u> 「受益者の皆様へ」を記載するものとする。この場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容を引用した上で、表示するものとする。</p> <p><u>(9) 運用方針</u> 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針を参考に文章にて簡潔にわかりやすく表示するものとする。なお、表示に当たっては前号との重複を避けるため、表示箇所をまとめる等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。</p> <p><u>(10) その他の記載事項</u> 投資信託約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を電磁的方法(投信法第14条第2項に規定する電磁的方法をいう。)により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書(全体版)に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報</p> <p><u>(交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順)</u></p> <p><u>第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 運用経過の説明</u> 運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p>	
	(新 設)

新	旧
<p>① 基準価額等の推移 基準価額等の推移を図を用い表示するものとする。</p> <p>② 基準価額の主な変動要因を、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</p> <p>③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細 当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>（イ） 項目の概要等わかりやすい箇所において、「当期中の平均基準価額は〇〇円です」と記載するものとする。</p> <p>（ロ） 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。</p> <p>（ハ） 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。</p> <p>（ニ） 投資先ファンドについての注記を付すこととする。</p> <p>④ 最近5年間の基準価額等の推移 最近5年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。</p> <p>（イ） 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。 なお、分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。</p> <p>（ロ） 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。</p> <p>（ハ） 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金合計（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指標とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。 なお、計算期間が6ヵ月または6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。</p> <p>（ニ） 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指標とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</p> <p>（ホ） 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。</p> <p>⑤ 当該投資信託の投資環境について、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわか</p>	

新	旧
<p><u>りやすく説明するものとする。</u></p> <p><u>⑥ 当該投資信託のポートフォリオについては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</u></p> <p><u>⑦ 当該交付運用報告書作成対象期間中の当該投資信託のベンチマークとの差異を表示するものとする。</u></p> <p><u>　ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク（トラッキング・エラー等をいう。）の取り方を含めて、文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。</u></p> <p><u>また、当該投資信託の基準価額とベンチマークの騰落率の対比を棒グラフで表示するものとする。なお、ベンチマークを設けていない場合は、その旨を記載するとともに、参考指標の騰落率に代えて表示するものとする。</u></p> <p><u>なお、ベンチマークを有していない投資信託及び参考指標のない投資信託にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>⑧ 分配金等の表示については、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間の分配金等を表示するものとする。</u></p> <p><u>⑨ 親投資信託に係る運用経過や運用状況の推移は、当該投資信託について記載する箇所にあわせて記載できるものとする。</u></p>	
<p><u>(2) 今後の運用方針　組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。</u></p>	
<p><u>(3) お知らせ　当期中において、約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。</u></p>	
<p><u>(4) 当該投資信託の概要　当該投資信託の概要（商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針）を表を用いて表示するものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較</u> 参考情報として、交付目論見書に記載の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について、計算期間末日（計算期間が6カ月未満の投資信託については、作成期間末日とする。）の直近月末時点のデータを用いて最新のデータに更新したものを表示するものとする</p> <p><u>(6) 当該投資信託のデータ</u> 次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。</p> <p>① <u>当該投資信託の組入資産の内容</u> 投資信託計算書類規則第58条の2第1項第5号から第8号及び第10号から第15号に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。</p> <p>(イ) 作成期末の全銘柄数及び上位10銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。なお、上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位3ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする。また、全銘柄に関する詳細な情報等についての注記を付すものとする。</p> <p>(ロ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分について、基本は円グラフで表示するものとする。ただし、合計額が100%超となる場合等、円グラフで表せない場合には棒グラフによる記載を可とする。ただし、棒グラフを使用する際等、必要に応じて注記を付記するものとする。</p> <p>(ハ) 円グラフは平面のグラフで記載するものとする。</p> <p>(ニ) グラフは基本的に「純資産に対する比率」で作成し、例えば「ポートフォリオに対する比率」等で作成する場合にはその旨の注記を記載するものとする。</p> <p>(ホ) 上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする。</p> <p>② <u>純資産等</u> 純資産総額、受益権総口数及び1万口当たりの基準価額を表を用いて表示するものとする。また、純資産等の表示の欄外に、「当期（当作成期間）中における追加設定元本額は○○百万円、同解約元本額は○○百万円です。」を記載する</p>	

新	旧
<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>なお、計算期間が6カ月未満の投資信託は、作成期末から過去6カ月間における各計算期間を表示するものとする。</u></p> <p><u>③ 組入上位ファンドの概要</u></p> <p><u>投資信託計算書類規則第58条の2第2項に規定の親投資信託等の投資先ファンドにつき、次に掲げる方法により表示するものとする。</u></p> <p><u>ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位10銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分については①(ロ)及び(ハ)に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。</u></p> <p><u>(ハ) 計算期間中の1万口当たりの費用の明細を記載するものとする。</u></p> <p><u>(ニ) 投資先ファンドの構造において、2層以上になる場合については、実質的な投資収益の源泉がわかるよう記載する等、受益者へわかりやすく表示するため工夫するものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は交付目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。</u></p> <p><u>3 交付運用報告書作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。</u></p> <p><u>4 公募追加型株式投資信託については、規則第3条第5項に準じた方法により、「分配原資の内訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第1項第1号⑧の項目に表示するものとする。</u></p>	

新	旧
(親投資信託に係る開示) 第4条 親投資信託を組入れている場合は、 <u>運用報告書（全体版）において</u> 投資信託計算書類規則第58条第2項の規定に基づき、当該親投資信託を組入れている当該投資信託の計算期間の末日の属する当該親投資信託の計算期間の直前の計算期間の状況について表示するものとする。	(親投資信託に係る開示) 第4条 親投資信託を組入れている場合は、投資信託計算書類規則第58条第2項の規定に基づき、当該親投資信託を組入れている当該投資信託の計算期間の末日の属する当該親投資信託の計算期間の直前の計算期間の状況について表示するものとする。
(選択型の追加型投資信託) 第5条 複数の投資信託でグループが構成され、その投資信託の間で投資者が選択して乗換えすることが可能な追加型投資信託は、それぞれの投資信託に係る第2条及び第3条、 <u>第3条の2及び第3条の3</u> に掲げる事項を表示した報告書を取りまとめた運用報告書（全体版）及び交付運用報告書を作成できるものとする。	(選択型の追加型投資信託) 第5条 複数の投資信託でグループが構成され、その投資信託の間で投資者が選択して乗換えすることが可能な追加型投資信託は、それぞれの投資信託に係る第2条及び第3条に掲げる事項を表示した報告書を取りまとめた運用報告書を作成できるものとする。
第6条～第7条 (略)	第6条～第7条 (同 左)
(運用報告書の様式等) 第8条 投資信託に係る第2条第1項第4号及び第3条（第1項第3号、第15号、第17号、第19号から第21号に規定する事項を除く。） <u>並びに第3条の3</u> に規定する表示事項は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示するものとする。 <u>2 第2条から第7条の規定並びに前項に係る規定については、規定以上の工夫をすることを妨げない。</u>	(運用報告書の様式等) 第8条 投資信託に係る第2条第1項第4号及び第3条（第1項第3号、第15号、第17号、第19号から第21号に規定する事項を除く。）に規定する表示事項は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示するものとする。 (新 設)
(運用報告書（全体版）の規格) 第9条 運用報告書（全体版）の規格は、B5判（B5変形判（重箱判）を含む。）以上とする。	(運用報告書の規格) 第9条 運用報告書の規格は、B5判（B5変形判（重箱判）を含む。）以上とする。
(交付運用報告書の規格等) <u>第9条の2 交付運用報告書を印刷物として提供する場合の規格は、B5判（B5変形判（重箱判）以上とする。</u>	(新 設)

新	旧
<p><u>2 使用する文字は、受益者の読みやすさに配慮した大きさの文字とする。</u>  <u>ただし、冒頭部分（受益者の皆様へ）及び主要項目の説明の記載に当たっては、日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさの文字とする。</u></p>	
<p><u>3 分量については、受益者が容易に理解することができるよう適切な分量とする。</u></p>	
<p><u>4 交付運用報告書の作成に当たって注意すべき文章表現等は、次に掲げる事項に留意するものとする。</u></p> <p>イ 文章による説明箇所は、簡潔に、平易な言葉使いとすること。特に、基準価額の主な変動要因、投資環境、ポートフォリオ、ベンチマークとの差異、分配金、今後の運用方針の各項目の記載に当たっては、「項目名」や「文章による説明箇所」は、例えば、背景に色を付けること、フォントを変えること等、より受益者が親しみやすいものとするよう工夫すること</p> <p>ロ 図表化、見出し付け及び箇条書きその他の方法により読みやすさの工夫に努めること</p> <p>ハ 難解な専門用語及び業界用語は使用しないこと</p> <p>ニ 同一の内容の重複表示は、できるだけ避けること</p>	
<p>(運用報告書（全体版）の交付)</p> <p>第10条 委託会社は、細則で定める場合を除き、<u>投信法第14条第1項に規定の運用報告書（全体版）</u>を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。<u>ただし、同法同条第1項の運用報告書（全体版）</u>の交付に代えて、<u>投資信託約款</u>において当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めている場合には、<u>委託会社は運用報告書（全体版）を交付したものとみなされるが、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付しなければならない。</u>      なお、運用報告書（全体版）の交付に当たっては、委託会社と運用報告書（全体版）の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うものとする。</p>	<p>(運用報告書の交付)</p> <p>第10条 委託会社は、細則で定める場合を除き、運用報告書を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。なお、運用報告書の交付に当たっては、委託会社と運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。</p>
<p>2 前項の規定に基づく運用報告書（全体版）の交付に当たっては、次に掲げる受益者に対して、</p>	<p>2 前項の規定に基づく運用報告書の交付に当たっては、次に掲げる受益者に対して、当該各号</p>

新	旧
<p>当該各号に定める方法により運用報告書<u>(全体版)</u>を交付することができるものとする。</p> <p>(1) 紿与天引き又は振込みにより購入した投資信託を所有する受益者 事業主を通じて受益者に運用報告書<u>(全体版)</u>を交付 (第2号の規定に基づき取りまとめて交付する場合を含む。) することができるものとする。この場合にあっては、販売業者は事業主に事業主から受益者に交付することを確認するとともに、事業主に対して必要部数を送付するものとする。</p> <p>(2) 長期公社債投信 (昭和36年発足の長期公社債投信をいう。) の勤労者財産形成促進法に基づく財産形成口又は累積投資口並びに定時定型の投資信託 (同種の投資信託であって、かつ決算が毎月連続する投資信託で継続した投資が可能な投資信託をいう。) の累積投資口により継続して購入している受益者で細則で定める方法により確認した受益者 最長12ヵ月分の運用報告書<u>(全体版)</u>を取りまとめて交付することができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>に定める方法により運用報告書を交付することができるものとする。</p> <p>(1) 紿与天引き又は振込みにより購入した投資信託を所有する受益者 事業主を通じて受益者に運用報告書を交付 (第2号の規定に基づき取りまとめて交付する場合を含む。) することができるものとする。この場合にあっては、販売業者は事業主に事業主から受益者に交付することを確認するとともに、事業主に対して必要部数を送付するものとする。</p> <p>(2) 長期公社債投信 (昭和36年発足の長期公社債投信をいう。) の勤労者財産形成促進法に基づく財産形成口又は累積投資口並びに定時定型の投資信託 (同種の投資信託であって、かつ決算が毎月連続する投資信託で継続した投資が可能な投資信託をいう。) の累積投資口により継続して購入している受益者で細則で定める方法により確認した受益者 最長12ヵ月分の運用報告書を取りまとめて交付することができるものとする。</p> <p>(3) (同 左)</p>
<p><u>(交付運用報告書の交付)</u></p> <p><u>第10条の2 委託会社は、細則で定める場合を除き、投信法第14条第4項に規定の交付運用報告書を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>なお、交付運用報告書の交付に当たっては、委託会社と交付運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づく交付運用報告書の交付に当たっては、前条第2項の規定を準用する。この場合、「運用報告書(全体版)」を「交付運用報告書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第11条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき事項)</p> <p>第12条 日々決算型公社債投信の運用報告書の本文の表示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 1万口当たりの費用明細</u></p>	<p>第11条 (同 左)</p> <p>(本文中に表示すべき事項)</p> <p>第12条 日々決算型公社債投信の運用報告書の本文の表示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p>(新 設)</p>
(以下略)	(同 左)

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p>1. この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。</p> <p>2. 投信法附則第 38 条（検討）に「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。</p>	